

## (6) 教職課程

### (6)-1 教育課程等

本学では、” For All the Students” (すべては学生のために)をモットーとして、学生一人ひとりに対する「丁寧な教育」の実践を行っている。教職課程においても、教員を志す学生が、自ら将来の教員としての資質能力を形成獲得するために、学生一人ひとりを大切にした、教員養成のための教育指導を展開している。本学の教職課程で取得可能な教員免許状は、中学校及び高等学校の教員をめざす学生を対象として、中学校一種免許状(数学、社会)、高等学校一種免許状(工業、理科、情報、公民)である。また、大学院において、中学校の専修免許状(数学)、高等学校の専修免許状(工業、数学、情報)が取得可能である。

本学教職課程の教育課程については、平成10年の教育職員免許法改正に伴い、平成11年に改訂作業を行い、平成12年度入学生から新免許法下の教育課程で学生の教育にあたってきた。

教職課程の教育課程の主なものとしては、教職の意義に関する科目としての「教職教育入門」、教育の基礎理論に関する科目としての「教育概論」、「教育心理学」、「教育社会学」、教育課程及び指導法に関する科目としての「情報教育論」、「特別活動論」、「道德教育の研究」、「各教科教育法」、教育相談および進路指導等に関する科目としての「生徒指導論」、「相談心理学」等がある。

また総合演習として「教職総合演習」を開設している。教育実習の事前および事後指導については、高等学校のみの免許状の取得のためには「教育実習Ⅰ」を、中学校および高等学校の教員免許状の取得のためには「教育実習Ⅱ」を開設している。

教職課程履修は、年々増加傾向にある。平成16年度現在の履修登録者は2学年が170名、3学年が150名、4学年が72名である。

卒業生の進路状況について、平成15年度については、53名が卒業と同時に免許状を取得し、そのうち教職についた学生が4名(私学常勤講師1名、私学非常勤講師1名、公立学校非常勤講師2名)、教職希望者(採用待ち)が2名、公務員2名(いずれも警察官)、大学院進学7名、民間企業38名であった。

### (6)-2 点検・評価および今後の課題

教職課程開設科目の中で、「教職教育入門」、「教育概論」、「教育社会学」、「情報教育論」、「教科教育法(社会科・公民科教育法)」、「教職総合演習」、教育実習の事前および事後指導としての「教育実習Ⅰ」、「教育実習Ⅱ」について述べてみる。

(イ)「教職教育入門」は、教職の意義に関する科目であり、教職の意義および教員の役割、教員の職務内容等の内容を含むものであり、教職課程を履修するための姿勢・心構え・覚悟を学生に形成獲得するために効果があった。「教職教育入門」という科目の名称からして、その内容を取り扱うには、あいまいなものがあつた。そこで、平成18

年度からは科目名称を「教師論」に変更して、教職の意義に関する科目として、名称の整合性、教育内容の明確化を図るとともに、教師に求められる人間としての在り方生き方等についての内容についても十分に組み込む等、教育内容の改善・充実化を図ることとしている。

(ロ)「教育概論」については、教育の基礎理論に位置する科目であり、教育の理念並びに教育に関する歴史および思想を主な内容とするものであり、教職専門科目の中の基幹科目としての位置づけを持たせてきた。しかし、「概論」という名称からして、教育全般を概観するという印象もあり、またそれに応じて教育内容にも影響があった。

よって、平成17年度から「教育原理」に名称を変更して、そこで、教育の基礎理論として、教育の理念、教育の歴史、教育の思想を現代の教育と関連づけて体系的に展開し、教育内容の改善・充実化を図ることとしている。

(ハ)「教育社会学」については、教育の基礎理論に位置する科目であり、教育に関する社会的・制度的または経営的事項を内容とし、その中でも教育に関する社会的事項を中心とするものであった。

学生が、特に教育の諸問題について、統計数値からまた具体的な事例を通して学ぶことには意義があった。しかしながら、ごく限られた教育の社会的現象についての講義展開となってしまったことや、教育法規や教育制度についての十分な内容展開ができなかったことが反省点である。

将来、教師を志す学生にとっては、教育の法的・制度的側面、教育の行政・経営的側面についても幅広く学んでおく必要性を鑑み、平成17年度から「教育行政学」に名称を変更し、教育の法的・制度的・行政的側面の内容の体系化・充実化を図ることとしている。

(ニ)「情報教育論」は、教科「情報」のための必要な科目のようにも見えるが、本学では、教育課程および指導法に関する科目の中の教育の方法および技術（情報機器および教材の活用も含む）を内容とするものであった。カッコ書きの「情報機器および教材の活用」を特に重視し、授業の場面における情報機器の活用の意義や方法や具体的な操作方法の習得を中心とするものであった。情報機器の活用・操作等については意義あったが、学校教育活動全体にわたる教育方法の理論的展開、教科指導における授業の設計、授業の展開、授業の評価等について、また生徒指導等における具体的な教育方法等については、十分には展開されなかった。

平成17年度からは科目の名称を「教育方法論」に変更し、教育内容の変更・充実化を図ることとしている。

「教科教育法」については、社会科・公民科教育法Ⅰ・Ⅱを例に挙げて述べてみる。

「社会科・公民科教育法Ⅰ」においては、学習指導要領の意義、全般的な内容を押さえた上で、社会科、公民科の教科の目標、公民科の各科目の目標、そして各教科・科目の内容について、学習指導要領をもとに、講義を展開し、社会科、公民科の教科を構

造的に理解させることに努めた。また、社会科、公民科の教科の本質についても講義を展開した。

「社会科・公民科教育法Ⅱ」では、社会科・公民科の授業を進めるにあたっての教材研究の在り方、学習指導案の意義とその書き方、板書計画の取り組み方等について具体例を交えて講義した上で、現代社会の教科書を用いて、それを単元に分け、単元の内容に基づきながら、学生1人ひとりに30分の模擬授業を2回行わせた。模擬授業を実施するに際しては、事前に学習指導案と板書計画を提出させ、個別の事前指導を行った。模擬授業は、臨場感をださせるために、担当学生には上下スーツによる正装で行わせた。実際に教壇に立ち、生徒（生徒役の学生）に向かって話をすることや黒板に書くことを体験することは、学生にとって初めての経験であり、緊張感によって生徒の方を見ることができないことや、大きな声で生徒にわかるように話すことができないこと、また計画通りに思うようには授業が展開できないこと等を教育実習に参加する前に事前に体験することは、自らの克服すべき課題が明確となり、意義があるものであった。

「教科教育法（社会科・公民科教育法）」については、教育方法の実践的な探究・修得にはそれなりの意義を見いだせてものの、フロアーの生徒役の学生数が少ないことや担当時間30分の活用が授業展開以前のことで消費してしまうなど非効率的な場合もあり、また授業担当以外の学生の中には、フロアーの生徒役になったときに、授業の評価者としての役割や他の学生の授業を観察することを通して、自らの授業の在り方を考え工夫するという意識の薄いものもみられた。従って、全員が授業の成果を共有できるような模擬授業の展開の仕方を工夫することが今後必要と思われる。

(ホ)「教職総合演習」は、総合演習に位置するものであり、人類に共通する課題または我が国社会全体にかかわる課題を取り扱うものであり、教職課程における演習形式の科目として意義は十分に見いだされている。本学教職課程では、3人の教職課程担当教員が、それぞれの専門分野を活かして、演習を実施している。具体的には、先人・先哲の残した偉業や思想から、現代社会における人間の在り方生き方をテーマとした演習、人類に共通した課題ともいえる生涯学習社会と自己実現をテーマとした演習、ものづくりと人間形成をテーマとした演習である。演習に参加した学生は、学部の垣根を超えて、自らの興味関心のもとにテーマに取り組み、テーマに即した各自の調査研究とそれに即した授業展開のための指導方法の工夫について、主体的に取り組んだことには、一定の成果をみることもできた。

ただ、本演習を本学においては4年次前期に担当しているもので、前期に同じく実施される教育実習との関係から、学生が十分に演習に参加できないという状況であった。そのため、せっかくの演習も十分な効果をあげることができたとはいえない。そこで、平成17年度からは、教職総合演習を3年次の後期に担当し、その内容の充実を図ることとしている。

(へ) 教育実習の事前および事後指導としての「教育実習Ⅰ、Ⅱ」については、それぞれ1単位であるが、平成15年度においては、通年科目として開設した。通年科目で開設すると、教員側の負担は大きかったものの、事前・事後の双方において、充実した内容を盛り込むことができた。事前指導の段階においては、学生の実習教科・科目に対応した学習指導案の作成のための個別指導を行うとともに、学生全員に対して最低30分間の模擬授業を行わせ、授業内容・展開方法等についての指導助言を行った。また、事後指導としては、教育実習の経験を言語化・論理化し、学生各自の教育実践を教育理論化することと、それぞれの学生が教育実習経験から得た成果を学生相互に共有化するために、教育実習の体験発表を行った。また教育実習によって、具体的に体験また観察した「教師」の在り方生き方について、実践と理論の融合を図るために、改めて、教師に求められる資質・能力についての講義も行い、その内容についての考察を行わせた。また、教育実習日誌の提出以外に、「教育実習を振り返る」というA3版のレポートと「教育実習2週間・3週間の流れ」というA3版の教育実習タイムテーブルを作成させ、それを冊子化し、実習生各自に配布するとともに、次年度教育実習に行く3年生に、参考資料として配付した。

平成16年度においては、時間割の編成の関係上、事前・事後指導ともに集中講義として実施したため、時間的制約が影響し、現場の教育実習担当の教務の先生を招いての実践的な講義も組み込むことができたものの、教育実習の事前指導としては、充実した教育内容を盛り込むことができなかつた。また、教育実習のための準備すべきことや心構え等についても時間割編成上の問題は、物理的には解決しがたいものがあるが、教育内容の精選とともに指導のシステム化・効率化を図っていくことにしている。